

広報 おおやまざき

7

2021(令和3)年

私もワクチン
接種しました

大山崎町長 前川 光

今月の主な内容

- 大山崎町のコロナワクチン接種の今 p 2
- 「新たな生活様式に対応した地域活性化事業」を実施される団体を募集します p 5
- 後期高齢者医療保険（75歳～）／福祉医療制度のお知らせ p6-7
- 夏休み子ども教室のお知らせ p 11
- 木造建築物の耐震診断・改修を補助しています p 12

現在65歳の町長。自身で個別接種の予約をして町内の医院で接種してもらいました。

vol.644

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

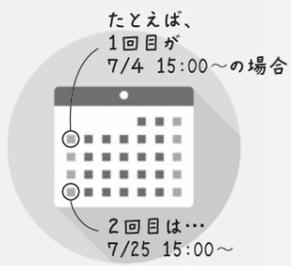
Q 2回目の予約はどうやって取るの？

A 集団接種の方

2回目の予約は、1回目の接種が終わってお帰りの際に保健センター玄関付近に設置した専用の受付にて行います。会場内での混乱と「密」を避けるため、原則、1回目の接種から3週間後の同じ時間帯に予約をお取りします。別日等をご希望の場合は、ご自身で週明けにコールセンターにお電話いただくかWebでお取りください。

個別接種の方

1回目と同じ医療機関にご相談ください。



大山崎町の コロナワクチン接種の今



～このように進めています～

問=大山崎町新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0120-056-716

町では、65歳以上の方を対象として、5月22日(土)から保健センターでの「集団接種」を、5月29日(土)から地域の医療機関での「個別接種」をそれぞれスタートさせました。予約開始時にはコールセンターへの電話が繋がりにくくなりご不便をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。接種自体は順調に進んでいます。

65歳以上接種率	集団接種（保健センター）	個別接種（医療機関など）
1回目 47.2%	1回目接種完了者数 1,263人	1回目接種完了者数 862人
2回目 8.5%	2回目接種完了者数 307人	2回目接種完了者数 75人

※接種者数には医療従事者の方を含みますが、便宜的に全て65歳以上の方として接種率を計算しています。

[6月18日現在]

【今後の接種について】

現在は「基礎疾患のある方」「60歳以上の方」に接種券を送付し、予約受付を開始しています。今後、各年代の方へ順次接種券を送付しますので、接種券がお手元に届きましたら接種を希望される方は、次の方法で予約してください。

<p>集団接種会場（保健センター）</p> <p>大山崎町コールセンター (☎0120-056-716)</p> <p>Webからの予約</p>	<p>個別接種会場（各医療機関）</p> <p>各医療機関へ問い合わせ ※厚生労働省「コロナワクチンナビ」でご確認ください。</p>
<p>国大規模接種会場（大阪府立国際会議場）</p> <p>らくらくワクチン接種予約大阪 18歳以上（6/18現在）</p>	<p>府大規模接種会場（サンガスタジアム・けいはんなプラザ）</p> <p>らくらくワクチン接種予約京都 65歳以上および特定職種（※）の方</p>

※警察職員、府立学校の教職員、私立の保育所、幼稚園、私立小中学校、私立高等学校に勤務する教職員の方

ワクチン接種Q&A

Q 注射を打つ部位は？どんな服装がいい？

A ファイザー社のワクチンおよび武田/モデルナ社のワクチンは、通常、肩の筋肉（三角筋）に接種を行います。
肩の部分の大きさを大きく露出しなければならないため、半袖のシャツ（肩まで袖がゆったりめくれるもの）やタンクトップの上から上着を羽織るなど、脱ぎ着しやすい服装でお越しください。



Q なぜ2回接種するの？

A 使用しているファイザー製のワクチンは、3週間の間隔で2回接種を受ける必要があります。というのも、1回だけの接種では効果が不十分な可能性があるためです。新型コロナワクチンは、2回接種することで十分な免疫が構築されると考えられています。

Q 接種後、お風呂に入っても大丈夫？

A お風呂は問題ありません。ただし、接種部位をきつくこすらないように気をつけてください。

接種が完了した方へのお願い

海外では、接種が進んだ地域においてマスクなしで人どうしが集まって楽しく過ごす様子などがテレビで放送されています。しかし、ワクチンを受けた方が、他の方への感染をどの程度予防できるかまでは十分に分かっていないのが現状です。そのため、接種後も引き続き、マスクを着用するなど感染対策を行ってください。



その他、ワクチンに関する疑問は

厚生労働省
「新型コロナワクチン
Q & A特設サイト」



接種の順



集団接種の流れ



※感染拡大防止のため、予約時間より前に来場するのはお控えください。

こんなときこそ、工夫して人のつながりを

「新たな生活様式に対応した地域活性化事業」を実施される団体を募集します

問=企画財政課 企画観光係 ☎956-2101 (内380)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い「新たな生活様式」が求められる中、交流の機会が激減し、人と人とのつながりが希薄化しています。こういった状況にあっても「密」にならないよう工夫して人のつながりを作り出す企画やイベント等を実施される団体を募集します。事業費の全額について、町が補助金を支出します。



対象団体

町民が参画し、地域の人と人とのつながりを創出するイベント等を実施する団体（活動内容に宗教的活動や政治活動を含む団体は除きます）。

対象事業

対象団体が自ら企画および運営を行い、新たな生活様式に対応しながら地域の人と人とのつながりを創出するイベントで、原則として新規に開始するものとします。感染症防止のために、オンライン上で実施するイベントも対象となります。

\\ただしこれは対象外\\

- ・主として営利を目的とするもの
- ・有料の講座や教室など特定の人を対象とするもの
- ・政治・宗教・思想等に関連するもの等

対象経費

イベント（事業）の実施に係る経費。

\\ただしこれらの経費は除きます\\

- ・人件費・団体運営の経常経費（電話代、光熱水費なども含

む）

- ・個人給付的な経費（参加賞や個人を対象とした景品等）
- ・食糧費（講師等への弁当、飲料水等は除く）
- ・備品購入費・その他、町長が適当でないと認めるもの

補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の全額とします。ただし、予算の範囲内とします。

申請が複数団体からあり、各団体からの申請総額が予算額を超過する場合は、一団体あたりの補助金額を調整（減額）する場合があります。

交付決定方法

書類審査によって補助金の交付を決定します。事業内容自体に加え、感染症対策についても審査事項とします。

補助金の交付決定時期

令和3年8月20日☎までに決定。

● 交付申請にあたって ●

町ホームページにも掲載しています

申請締切=7月30日☎

提出物=①補助金交付申請書

②事業概要書

③収支予算書 1部

④団体概要（様式は任意）1部

※団体の概要・パンフレット等団体の活動内容がわかるものおよび役員名簿

提出方法=郵送、電子メールまたは窓口を持参
提出先=〒618-8501（住所不要）

大山崎町役場 企画財政課 企画観光係

☒kikaku@town.oyamazaki.lg.jp

※メール送信の場合は、確認のため別途お電話（☎956-2101（内線380））ください。

● 「緊急事態宣言」が発令された場合 ●

新型コロナウイルス感染症拡大によって大山崎町を包含する地域に対し、事業予定日を含めた期間に発令された場合、原則として事業は中止していただきますのでご了承ください（オンライン形式の事業を除く）。

農商連携支援事業補助金

問・申請先=経済環境課 農林商工係 ☎956-2101（内244）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店や農家等の経営を改善し、また、町内の農作物の地産地消を促進することを目的として、飲食店が、農家等から農作物を購入・販売する取り組みに対し、町から補助を行います。関心のある飲食店・農家の方は上記の問い合わせ先までご連絡ください。

補助対象者

町内の農家等から農作物を仕入れた町内の飲食店

実施期間 ~令和4年3月31日☎

補助対象事業等

①農作物購入補助事業

飲食店が、飲食として提供するための食材として農家等から農作物の仕入れを行う取り組み
補助対象経費=実施期間中に、農家等から仕入れた農作物の購入費用

※ただし、飲食として提供するための食材ではなく、飲食店で販売するために購入した農作物（農作物販売補助事業として販売するための農作物）に係る購入費用は補助対象外

補助率=農作物の購入費用の30%以内

補助上限額=10万円

②農作物販売補助事業

飲食店が、農家等から仕入れた農作物を加工（調理）せずに飲食店で販売を行う取り組み
補助対象経費=実施期間中に、農家等から仕入れた農作物を飲食店で販売するために掛かる消耗品費、印刷製本費および備品購入費（例：テーブル、農作物を入れるカゴ、周知用チラシ等）

補助率=補助対象経費の3分の2以内

補助上限額=1飲食店あたり5万円

申請期限

令和4年2月28日☎（予算の上限に達し次第、受付を終了）

※実施要項や申請様式等は、町ホームページで確認できます。



低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

「ひとり親世帯分」のお知らせは、6月号に掲載しています

【支給対象児童】

平成15年4月2日以降令和4年2月28日までに出生した者（特別児童扶養手当対象の障害児の場合、平成13年4月2日以降に出生した者）。

※今年度における同給付金のうち「ひとり親世帯分」ですすでに支給を受けている児童は対象外です。

【支給対象者】

①令和3年4月分の児童手当または、特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度の住民税均等割が非課税である者（申請不要）。

※対象者には、すでに通知しています。

②①のほか対象児童の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請）

- ・児童手当および特別児童扶養手当を受給していない方で、令和3年度の住民税均等割が非課税である者。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税である者と同様の事情があると認められる者（家計急変者）。

【支給額】

対象児童1人につき、5万円（ただし、今年度における同給付金の「ひとり親世帯分」を支給済みの児童の分は除く）

手続き方法等の詳細は、町ホームページをご覧ください。問=福祉課 児童福祉係 ☎956-2101（内185）

後期高齢者医療保険（75歳）のお知らせ

7月中旬に新しい
被保険者証をお送りします

1 新しい保険証の有効期限

新しい保険証の色	だいたい色
有効期限	令和4年7月31日
自己負担割合※	1割または3割

※被保険者証と同封の「後期高齢者医療制度のしくみ」のP5～6をご覧ください。



次の場合は、被保険者証が使いません

- ×日常生活・加齢による疲労、肩こり、腰痛などで柔道整復師による施術を受けるとき
- ×柔道整復師による施術で症状の改善がみられない長期の療養
- ×同じケガで、医療機関と柔道整復師等の両方から治療を受けるとき
- ×仕事中や通勤途上の負傷（労災の対象）

次の場合は、必ず届け出てください

第三者の行為（交通事故等）でケガや病気になる、保険証を使ったとき
（このような場合の医療費は過失割合に応じて加害者が支払うのが原則です。保険証が使われた場合は必ず届け出てください）。

2 限度額証の申請について

医療機関等の窓口へ限度額証（※）を提示することにより、医療機関ごとに1カ月間に支払う自己負担限度額が、外来・入院ともに区分に応じた限度額までとなります。

現在、限度額証をお持ちで、引き続き対象となる方には、7月中旬に新しい限度額証を郵送します（被保険者証とは別に送ります）。

限度額証をお持ちでない場合は、健康課 保険医療係（1階3番窓口）で申請してください（郵送申請可）。また、ご自身が限度額証の対象であるか不明な場合はお問い合わせください。※被保険者証と同封の「後期高齢者医療制度のしくみ」のP7をご覧ください。

被保険者証・限度額証に関する問い合わせ

健康課 保険医療係
☎956・2101（内112）

7月中旬に令和3年度の
保険料決定通知を送付します

今年の6月1日以降に75歳になられた方には8月以降に送付します。

1 保険料の計算方法

個人ごとに所得に応じて年間の保険料を算定します。

京都府における
令和3年度の
保険料（年額）
※限度額64万

均等割額 [53,110円]
+
所得割額 (前年中の総所得金額等－基礎控除額) ×9.98%

3 納め方は2種類

(1) 年金からの天引き（原則）

年金の受給時に保険料が年金から天引きされます（年6回）。

(2) 口座振替または納付書払い（例外）
7月～翌年3月までの9回に分けて納付します。

▼令和3年度の保険料率は昨年度と同じです。

▼年度途中に加入した方は加入月数に応じて月割で計算します。

2 各種軽減措置

(1) 所得の低い方は、世帯および本人の所得に応じて均等割額が軽減されます。申請は不要です。

令和3年度から均等割額の軽減は、「7割・5割・2割」に変わります（昨年度は、「7割・7.75割・5割・2割」）。詳しくは、決定通知書に同封するお知らせをご覧ください。※この軽減は所得の申告がない方には適用されません。所得のない方も確定申告をしていない方は「町民税・府民税申告」をしてください。

(2) 制度加入直前まで会社の健康保険や共済組合の「被扶養者」であった方（自分で保険料を負担していなかった方）は軽減措置があります（均等割額が加入後2年間軽減されます）。申請は不要です。この軽減の対象であるが軽減措置が適用されていない場合は役場までご連絡ください。

4 減免制度

次のような事情で保険料の納付が困難な場合は保険料が減免・徴収猶予される場合がありますので詳細はお問い合わせください。

- ▼震災、風水害等の災害を受けた場合
- ▼被爆者健康手帳をお持ちの場合
- ▼世帯主の死亡や失業、退職、事業廃止、疾病などで所得が著しく減少した場合
- ▼新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の所得が著しく減少した場合

5 保険料を滞納すると...

保険料の納付が困難になった場合にはお早めにご相談ください。特別な理由もなく保険料を滞納すると、次の措置を受けることがあります。

- ▼保険証の有効期間の短縮
- ▼保険証から資格証への切り替え（資格証になると、医療機関の窓口での自己負担が10割になります）
- ▼給付の差止め
- ▼滞納処分（財産の差押さえなど）

保険料に関する問い合わせ
健康課 ☎956・2101（内114）

福祉医療制度のお知らせ

重度心身障害老人健康管理事業対象者証	
有効期限	毎年7月31日
助成内容	後期高齢者医療制度による医療を受けた場合に、一部負担金相当額を助成します。
要件	65歳以上の後期高齢者医療制度の対象者で、次のいずれかに該当する方 1. 身体障害者手帳1級、2級の方 2. IQ35以下の方 3. 身体障害者手帳3級とIQ50以下の重複の方 4. 身体障害者手帳3級（町民税非課税世帯に限る）の方 ※①②③については、本人・配偶者・扶養義務者に所得制限があります

問＝福祉課 社会福祉係 ☎956-2101(内154)

福祉医療費受給者証（障害者医療制度・ひとり親家庭医療制度）	
有効期限	毎年7月31日
助成内容	医療費の自己負担分（保険診療分）を助成します。
要件（障害者医療制度）	75歳未満で次のいずれかに該当する方 1. 身体障害者手帳1級、2級の方 2. IQ35以下の方 3. 身体障害者手帳3級とIQ50以下の重複の方 4. 身体障害者手帳3級（町民税非課税世帯に限る）の方 ※①②③については、本人・配偶者・扶養義務者に所得制限があります
要件（ひとり親家庭医療制度）	ひとり親家庭の親が扶養する児童およびその親で、児童が18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えるまでの方。 ※事実婚の場合は該当しません ※本人、扶養義務者に所得制限があります

障害者医療制度の問＝福祉課 社会福祉係 ☎956-2101(内154)
ひとり親家庭医療制度の問＝福祉課 児童福祉係 ☎956-2101(内185)

福祉医療費受給者証（老人医療助成制度）	
有効期限	原則申請した月の初日～令和4年7月31日
要件	1. 対象者本人が所得税非課税 2. 対象者の同世帯および同居別世帯に所得税課税者がいない 3. 対象者本人が所得税課税者（別世帯の方含む）の被扶養者（税、社会保険）でない
申請に必要なもの	・健康保険証 ・転入等で所得の審査対象年度の住民税課税権のない方の場合、前住所地の所得証明が必要です

老人医療入院時一部負担金限度額適用認定証（限度額証）	
有効期限	原則申請した月の初日～令和4年7月31日
対象者	住民税非課税世帯
申請に必要なもの	①健康保険証 ②加入中の健康保険の限度額証

問＝健康課 保険医療係 ☎956-2101(内112)

もの忘れ検診のお知らせ

問=健康課 高齢介護係 ☎956-2101 (内139)

認知症は誰がかかると可能性がある身近な病気であり、早期発見・早期治療が大切です。あなたも検診を受けてみませんか。検診の対象者には町から案内を送ります。受診は無料です。

【対象者】

町内に在住の令和3年4月1日現在で、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方
※検診までに認知症の診断を受けている方を除く

【検診場所】

もの忘れ検診委託医療機関
※封筒に同封の「医療機関一覧」をご確認ください。

【受診方法】

封筒に同封されている受診票を持参のうえ、各医療機関で受診

【受診期間】

7月1日(木)~12月31日(金)



特定健診・長寿健診は7月1日(木)から

問=健康課 保険医療係 ☎956-2101 (内112)

特定健康診査・長寿健康診査は、気が付かないうちに進行する生活習慣病を早期に発見し、重症化するのを防ぐためのものです。対象となる方に受診券を送付しますので、自分の健康状態を確認するためにぜひ受診しましょう。新型コロナウイルス

ルス感染拡大防止のため、発熱や咳などの症状があるときは健康診査の受診を控え、かかりつけ医に電話でご相談ください。
受診期間=7月1日(木)~12月31日(金)
※年内最終日は医療機関によって異なります。

国民健康保険

新しい高齢受給者証をお送りします

問=健康課 保険医療係 ☎956-2101 (内112)

70歳~74歳の国民健康保険被保険者の方に、8月から使える高齢受給者証を7月中旬以降に送付します。

8月以降に70歳になる方には、誕生月(1日生まれの方は誕生月の前月)に送付します(使用できるのは到着した月の翌月から令和4年7月31日までです)。

ただし、74歳の方の有効期限は75歳の誕生日の前日までです。75歳の誕生日以降は、75歳の誕生日までにお送りする「後期高齢者医療保険」の保険証に切り替わります。



国民年金保険料の納付が難しい方は...

納付猶予・免除の申請ができます

問・受付=健康課 保険医療係 ☎956-2101 (内113)
京都西年金事務所 ☎323-1170

未納はだめ！保険料は納付か
猶予・免除の申請を

国民年金保険料は、納付しないまま2年以上放置すると納付することが不可能(未納が確定)となり、将来受け取る年金の額(年金受給額)が減少してしまいます。納付が困難なときは納付猶予・免除の申請が可能です。納付猶予・免除が承認されると、納める保険料の額が減ったり、「追納」で後から納められるようになったりしますので、保険料は未納のまま放置せず、納付猶予・免除制度を活用しましょう。

猶予・免除申請のメリット・デメリット

免除が承認されると年金受給額は一定の割合で減額されますが、未納に比べると受け取る額は多くなります。例えば、1年間保険料を納付した場合(①)、免除された場合(②)、その期間に納付した場合は(③)、未納だった場合は(④)では、その期間に対する年金受給額は下図のように異なります。また、未納の期間が多いと障害年金や遺族年金を受け取ることがありますが、免除の承認期間は未納期間とみなされません。

年金受給額の期間あたりの比較
※一部免除は、2年以内に規定の保険料を納付しなければ未納の扱いとなります。

①納付 (100%)	>	②一部免除 (87.5~ 62.5%)	>	③全額免除 (50%)	>	④未納 (0%)
---------------	---	---------------------------	---	----------------	---	-------------

未納の期間は年金受給額が増えません。
納められなければ免除・猶予の申請をしましょう。

新年度の免除申請受付を
始めます

免除・納付猶予の承認期間は毎年7月~翌年6月で、昨年度申請した方でも改めて申請が必要です(全額免除・納付猶予を受けていて、申請時に継続申請を承認された方は申請不要です。ただし、失業による特例区分で申請した場合は申請が必要です)。

申請受付 7月1日(木)~
申請期間 令和3年7月~令和4年6月
申請に必要な物 本人確認書類
基礎年金番号が分かるもの

※申請年度の所得が未申告の方は、住民課(役場1階6番窓口)で申告してください(被扶養者は申告不要です)。
*失業等を理由とする特例区分での申請を希望する場合は、離職年月日が2年以内の「雇用保険離職票」または「雇用保険受給資格者証」をご持参ください(書類がお手元にない場合や雇用保険に加入していなかった場合はご相談を)。

その他

一部免除や納付猶予が承認された場合でも、規定の保険料を納付しないと未納扱いとなります。
免除・猶予が承認された場合、10年以内であれば後から納めること(追納)ができます。追納すると減額された年金受給額に近づけることができますが、対象期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には加算額がかかります。

夏休み子ども教室のお知らせ

問=中央公民館 ☎957-1421

①子ども陶芸教室

町内在住の陶芸家の方の本格指導のもと、記念に残る陶芸作品を粘土から自分の手で作りませんか。

と き=[1回目]7月29日(日)9:30~15:00

開講式、作品製作・成形

[2回目]8月5日(日)9:30~12:00

絵付け・釉かけ

[3回目]8月12日(日)9:30~11:00

窯出し・仕上げ、閉講式

ところ=中央公民館本館1階実習室、陶芸室

講師=山崎 正裕 さん(大山崎町在住陶芸家)

協力者=老人福祉センター「長寿苑」陶芸サークル会員

対象=町内在住の小学3年生~中学3年生

定員=15名(先着順)

参加費=1,000円(材料費等)

持ち物=▼筆記用具▼エプロン▼新聞紙▼タオル▼ぞうきん▼作品持ち帰り用の袋(ビニール袋等)▼水筒▼弁当(1回目)▼マスク

③親子で作ろう「メロディーキット」

ハンダごてを使って、様々なメロディーが聞けるキットを作りませんか。

と き=8月7日(日)10:00~12:00

ところ=中央公民館本館1階実習室

講師=上野山 和仁さん(第1級陸上無線技術士)

対象=町内在住の小学生とその保護者

定員=10組(先着順)

参加費=2,000円(材料費等)

持ち物=▼軍手▼プラスドライバー▼マスク

●参加当日、発熱・体調不良の方には参加をお断りする場合があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止する場合がありますのでご了承ください。

●申込期間=いずれも、7月1日(日)~13日(日)

●問・申込先=中央公民館窓口に直接または電話でお申し込みください(団体館)。

※申し込みは参加する本人またはその保護者の方です。他のおよ様の申し込みはできません。

②ジャグリング教室

プロのジャグラーから丁寧に教えてもらえる大人気のジャグリング教室を2回シリーズで開催します。

と き=7月28日(日)・8月4日(日)9:30~11:30

ところ=中央公民館別館3階大研修室

講師=末吉 正和さん、佐々原 鉄宅さん(プロジャグラー「シンクロシティ」)

対象=町内在住の小学生

※小学1・2年生は保護者同伴

定員=20名(先着順)

参加費=500円(道具使用料等)

持ち物=マスク

④トールペインティング教室

と き=8月20日(日)9:30~12:00

ところ=中央公民館本館1階実習室

講師=坂本 依真里さん(トールペインティング指導者)

協力者=中央公民館トールペインティングサークル会員

対象=町内在住の小学生

※小学1・2年生は保護者送迎

内容=マルチボード作り

定員=20名(先着順)

参加費=500円(材料費等)

持ち物=▼筆記用具▼定規▼エプロン▼ぞうきん▼作品持ち帰り用の袋▼マスク

⑤電池手作り教室

と き=8月24日(日)10:00~11:30

ところ=中央公民館本館1階実習室

講師=マクセル(株)京都事業所の方々

対象=町内在住の小学生

※小学1~3年生は保護者同伴

内容=手作り乾電池キットを使った電池作りや実験

定員=10名(先着順)

参加費=無料

持ち物=▼はさみ▼新聞紙▼色鉛筆▼各自前もって書いたシール▼マスク



「ごみの減量推進に向けた基本方針に係る住民説明会」を開催します

本町では、ごみ減量を推進するため、令和3年3月に「ごみの減量推進に向けた基本方針」を策定しました。つきましては、この方針に基づき、本町のごみの現状、ごみの減量や再資源化の取り組み、指定ごみ袋制度等についての説明会を開催します。



開催日	開始時間	会場	備考
7月27日(日)	19:00~	下植野集会所	会場の都合上、事前申し込みをお願いします。氏名・住所・電話番号を下記申し込み先までお伝えください(先着順)。なお、会場に余裕があれば当日参加も可能ですが、出席者数によっては、大山崎ふるさとセンター、または中央公民館での開催日へのご変更をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。
7月29日(日)		円明寺が丘自治会館	
7月30日(日)		大山崎ふるさとセンター(3階ホール)	
7月31日(日)	10:00~	中央公民館(別館3階大研修室)	事前のお申し込みは必要ありません。当日、時間までに会場にお越しください。

○各開催日の内容は全て同じで、1時間程度を予定しています。○開始時間の30分前から受け付けを開始します。○新型コロナウイルス感染予防のため、参加される方はマスク着用と受付時の検温、手指消毒にご協力をお願いします。○大山崎ふるさとセンターにお車でのご越しの場合、駐車料金は利用者様のご負担となります。

問・申込先=経済環境課 清掃環境係 ☎956-2101(内線246、247) FAX 956-0131
✉kankyo@town.oyamazaki.lg.jp

少しでも症状がある方は
コロナ感染を疑って!

今日は出かけるのをやめよう

のどの痛み 熱

せき

人と会うのはやめよう

新型コロナウイルス感染症
新規陽性者のうち
約8割
が有症状者です。
※2021年8月10日~8月10日

「もしかしてコロナかも」と思ったら、まずは電話で相談を!

身近な医療機関

きょうと新型コロナ医療相談センター ☎075-414-5487

京都府